

議第232号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「24,000,000」を「25,000,000」に改め、

「 いづみ会奨学基金 」	「 3,670,000 」	を
--------------------	---------------------	---

削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、山下奨学基金に関する部分は、公布の日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い現金を山下奨学基金に積み立てるとともに、いづみ会奨学基金を処分する必要があるので提案する。